

○那珂市遺児等学資金支給条例

昭和54年3月28日

条例第6号

改正 昭和62年3月30日条例第3号

平成3年6月20日条例第13号

平成11年3月26日条例第6号

平成12年3月15日条例第12号

平成16年12月7日条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、遺児等に対する遺児等学資金（以下「学資金」という。）を支給することにより、遺児等の就学上の不安の解消、心身の健全な育成及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「遺児等」とは、那珂市内に住所を有する者で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 父若しくは母又はその双方を失った小学校児童及び中学校生徒
- (2) 父若しくは母が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める等級表の1級又は2級に該当する身体の機能の障害のうち、市規則で定める障害がある場合における小学校児童及び中学校生徒
- (3) 父若しくは母が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所の長によつて知能指数がおおむね35以下と判定された場合における小学校児童及び中学校生徒

(受給権)

第3条 学資金の支給を受けることができる者は、那珂市内に住所を有する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 遺児等を養育する父又は母
- (2) 父母がいない場合は、遺児等と生計を一にし、現にこれを養育している者

(学資金の支給制限)

第4条 学資金は前条の規定にかかわらず、受給者の前年の所得（4月から6月までに受ける学資金については、前々年の所得とする。）が、扶養親族等の有無及び数に応じて7月1日（前前年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第46条第4項に定める額以上であるときは支給しない。

## 【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_2

(申請及び決定)

第5条 学資金の支給を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。

2 学資金の支給は、前項の申請に基づき市長が決定する。

(受給権者の義務)

第6条 前条第2項の規定により、決定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、支給された学資金を遺児等の就学及びその健全な育成のために使用しなければならない。

2 受給権者は、学資金の支給若しくは停止又は受給権者の異動若しくは喪失に関して必要な申出、届出又は書類提出をしなければならない。

(学資金の額及び支給期間)

第7条 学資金の額は、遺児等1人につき月額3,500円とする。

2 学資金の支給期間は、第4条第1項の申請を受理した日の属する月の翌月（遺児の就学の日の属する月前に申請を受理した場合は、当該就学の日の属する月）から受給権が消滅した日の属する月までとする。

(学資金の支給方法)

第8条 学資金は、毎月支給する。

2 受給権者に異動があった場合は、あらたに受給権者になった者に対して、当該未支給分の学資金を支給する。

(受給権の喪失)

第9条 遺児等又は受給権者が次の各号の一に該当するに至ったときは、受給権は喪失する。

- (1) 遺児等が死亡したとき。
- (2) 遺児等が那珂市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 遺児等が就学を終ったとき。
- (4) 受給権者が遺児等を養育しなくなったとき。
- (5) 遺児の父又は母が再婚したとき。
- (6) 養子縁組により遺児等が養父母を有するに至ったとき。
- (7) その他前各号に準ずる場合で、受給権が消滅したと認められるとき。

2 受給権者は、前項各号の一に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(支給の停止)

第10条 市長は、受給権者が次の各号の一に該当するときは、学資金の支給を停止することができる。

- (1) 受給権者が遺児等の養育を著しく怠っているとき。
- (2) 受給権者がこの条例又はこれに基づく規則に違反し、市長が学資金の支給を停止する必要があると認めたとき。

(学資金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により学資金の支給を受けた者があった場合は、既に支給した学資金の返還をさせるものとする。

## 【届出\_根拠規範】08\_茨城県那珂市\_1\_2

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 受給権者は、学資金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(読み替え)

第13条 遺児等が養子である場合においては、この条例中「父」とあるのは「養父」と、「母」とあるのは「養母」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、学資金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 那珂町交通遺児学資金支給条例（昭和45年那珂町条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によってなされた行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。  
(瓜連町の編入に伴う経過措置)
- 4 瓜連町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、瓜連町遺児手当条例（昭和50年瓜連町条例第151号。以下「瓜連町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日以後の旧瓜連町の区域における遺児手当については、平成17年3月31日までの期間に限り、この条例の規定にかかわらず、瓜連町条例の例による。

附 則（昭和62年条例第3号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第13号）

この条例は、平成3年7月1日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第47号）

この条例は、平成17年1月21日から施行する。